

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

5

原告の立証計画に対する意見書

令和7年5月28日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

10

被告指定代理人

浅海 俊介 (

長尾 武明 (

茂木 薫 (

齋藤 大 (

佐藤 良訓 (

外山 詳子 (

佐藤 亘 (

谷岡 朋貴 (

小林 萌子 (

加藤 政樹 ()

15

20

5

池 平 智 美

中 谷 文 音

向 山 智 哉

高 牟 禮 雄 太

山 田 与 志 人

大 槻 茂 樹

迎 雄 二

北 瀉 丈 晴

工 藤 陽 子

10

辻 哲 也

上 田 裕 一

吉 岡 聖 剛

吉 田 大 地

加 藤 歩 葵

15

本 田 太 信

被告は、本書面において、原告らの立証計画に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、本書面における日付については、特記のない限り令和3（2021）年を指すものとし、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

5

第1 被告の意見

原告らは、原告らの主張を支える医学的知見については、医師の証人尋問が必要であり、義務違反の前提となる具体的事実については、当時の名古屋入管局長、処遇担当統括、ウィシュマ氏を担当していた看守勤務者ら、庁内内科等
10 医、庁内整形外科医、看護師を含む者たちの証人尋問が必要不可欠である旨述べるところ（原告ら第17準備書面第8・10ページ）、前記医学的知見に係る医師及び庁内内科等医以外の証人尋問は不要である。

第2 理由

15

1 名古屋入管局長について

(1) 原告らの主張

原告らは、本件当時における名古屋入管の体制が不適切であり、それについて、当時の名古屋入管局長に義務違反がある旨主張している（原告ら第17準備書面第7①ないし④及び⑥ないし⑧・8.ないし10ページ）。

20

(2) 前記(1)の義務違反について

本件当時の名古屋入管における医療体制に係る事実関係については、調査報告書（甲第4号証の1ないし3）等の原告らの立証や、これまでの被告の主張立証により明らかにされている（被告の令和7年4月16日付け第14準備書面（以下「被告第14準備書面」という。）第2の7(1)・13ないし
25 15ページ及び同準備書面脚注12・14ページ）。そして、当時の名古屋入管局長が十分な医療体制を構築する義務に違反していたかどうかの判断は、これらの事実関係を前提とした法的評価の問題である。

したがって、当時の名古屋入管局長の証人尋問を実施したとしても、当該

判断に影響を与える事実関係が明らかになるとは到底考え難く、原告らの主張する前記(1)の義務違反の有無を判断するために、当時の名古屋入管局長の証人尋問を実施する必要はない。

2 処遇担当統括及び看守勤務者らについて

5 (1) 原告らの主張

原告らは、㉞看守勤務者らが、2月18日の庁内内科等医による庁内診療後、遅くとも3月4日にウィシュマ氏を掖済会病院精神科で受診させるまでに、ウィシュマ氏の異常な臨床症状を庁内内科等医及び名古屋入管局長等に報告しなかったこと、㉟処遇担当統括が、2月18日の庁内内科等医による
10 診療後、当時の名古屋出入国在留管理局被收容者処遇細則（名古屋出入国在留管理局長発出の令和6年6月6日付け訓令第1号附則2による廃止前のもの。以下「旧処遇細則」という。甲第15号証。）34条に基づき名古屋入管局長に指示を仰ぐ等の行為をしなかったこと、㊱看守勤務者らが、3月4日にウィシュマ氏を掖済会病院精神科で受診させた際に、同医師に対して不適切な情報を提供したこと、㊲処遇担当統括及び看守勤務者らが、遅くとも
15 3月5日午前7時52分頃から同月6日午前11時15分頃までの時点で、救急搬送を要請すべきであったのにそれをしなかったこと、㊳処遇担当統括が、旧処遇細則34条1項及び2項に恒常的に違反していたことを義務違反として主張する（原告ら第17準備書面第4の1㉔及び㉕、同第5の1㉔、
20 同第6の1、同第7㉖・㉗ないし9ページ）。

(2) 前記(1)㉞及び㉟の義務違反について

2月18日の庁内内科等医による庁内診療後の事実関係については、看守勤務日誌（甲第85号証の4及び5）等の原告らの立証や、これまでの被告
による主張立証により既に明らかにされている（被告第14準備書面第2の
25 4(1)及び(2)・9ないし11ページ並びに同準備書面脚注8・10ページ）。

看守勤務日誌は、入国警備官が、日々の職務執行において記憶が鮮明なうちに作成する定型的な文書であるところ、業務遂行の基礎として使用されるため、その信用保持等の観点から正確に記載され、かつ規則的・機械的・連

続的に作成されるため、虚偽が入り込みにくく、類型的に信用性が高い文書である。また、本件の看守勤務日誌（甲第85号証の4及び5）の記載内容は、客観的記録であるウィシュマ氏の居室内を撮影した監視カメラ映像の動画記録（乙第36号証の1ないし20）の内容とも整合するものであり、この点からも信用性が高い文書といえる。

他方、処遇担当統括及び看守勤務者らの記憶は、本件当時から4年以上経過していることから、本件当時より減退している可能性が高く、処遇担当統括及び看守勤務者らの証人尋問を実施したとしても、前記看守勤務日誌等に記載のない新たな事実関係が明らかになる可能性は低い。

したがって、原告らの主張する前記(1)㉗及び㉘の義務違反の有無を判断するために、処遇担当統括及び看守勤務者らの証人尋問を実施する必要はない。

(3) 前記(1)㉗の義務違反について

前記(1)㉗の義務違反に関し、原告らは、3月4日にウィシュマ氏が掖済会病院精神科を受診した際、名古屋入管の職員が、掖済会病院精神科医に対し、ウィシュマ氏が支援者から病気になれば仮釈放してもらえる旨言われたことがあり、その頃から心身の不調を訴えている旨を伝えたことをもって、不適切な情報を提供した旨主張しているところ（原告ら第13準備書面第2の2(2)・24ページ）、かかる情報提供の事実については、当事者間で争いがない（被告第9準備書面第2の2(2)・30ないし33ページ、被告第10準備書面第8の2(2)・53及び54ページ）。

そのため、原告らの主張する前記(1)㉗の義務違反の有無の判断は、これらの事実関係を前提とした法的評価の問題であって、その判断のために、看守勤務者らの証人尋問を実施する必要はない。

(4) 前記(1)㉘の義務違反について

前記(1)㉘の義務違反に関し、3月5日午前7時52分頃及び同月6日午前8時12分頃、看守勤務者らがウィシュマ氏のバイタルチェックを実施したところ、血圧及び脈拍を測定することができなかったこと、同日午前11時15分頃、ウィシュマ氏は、ベッドに就床しながら、大きく呼吸し、胸が上

下している状況であったこと、看守勤務者らが、同日午前11時15分頃の時点において、救急搬送を要請しなかったことについては、当事者間に争いはなく（被告第9準備書面第3の2(4)・43ないし45ページ、被告第10準備書面第10の2(2)ア・64及び65ページ）、それ以外の事実関係についても、前記(2)のとおり、信用性の高い看守勤務日誌（甲第85号証の4及び5）などの書証やこれまでの被告による主張立証により明らかにされている。

そのため、原告らの主張する前記(1)㊸の義務違反の有無の判断は、これらの事実関係を前提とした法的評価の問題である上、前記(2)のとおり、処遇担当統括及び看守勤務者らの証人尋問を実施したとしても、前記看守勤務日誌等に記載のない新たな事実関係が明らかになる可能性は低い。

したがって、原告らの主張する前記(1)㊸の義務違反の有無を判断するために、処遇担当統括及び看守勤務者らの証人尋問を実施する必要はない。

(5) 前記(1)㊸の義務違反について

前記(1)㊸の義務違反に関し、そもそも、原告らは、処遇担当統括が名古屋入管における体制構築義務を負うことの法的根拠を明らかにしていない。この点をおくとしても、処遇担当統括は、旧処遇細則及び名古屋出入国在留管理局行政文書取扱規則の規定に基づき、「被収容者申出書」（甲第6号証の1ないし9参照）及び「診療結果報告書」（甲第7号証の1ないし4参照）を作成した上、各決裁権者の決裁を経ているのであって、処遇担当統括が旧処遇細則34条1項及び2項に恒常的に違反していたと認められるか否かは、これらの事実関係を前提とした旧処遇細則及び名古屋出入国在留管理局行政文書取扱規則についての法的評価の問題である（被告第14準備書面第2の7(2)・15及び16ページ）。

したがって、原告らの主張する前記(1)㊸の義務違反の有無を判断するために、看守勤務者らの証人尋問を実施する必要はない。

3 庁内整形外科医について

(1) 原告らの主張

原告らは、庁内整形外科医が、2月16日時点で、精神科の疾患を疑う前に、機能的な異常を疑い、検査の指示をしなかったことが義務違反であると主張する（原告ら第17準備書面第3の1⑤・4ページ）。

(2) 前記(1)の義務違反について

この点、庁内整形外科医が、2月16日に、ウィシュマ氏の訴えの内容や手足の動作の確認をするなどした結果、ウィシュマ氏の訴える全身のしびれは整形外科的な疾患によるものでないと判断したこと、ウィシュマ氏に精神科の受診を勧めたことは、当事者間に争いが無い（被告の令和5年6月14日付け第6準備書面（以下「被告第6準備書面」という。）第1の2(2)・8及び9ページ）。なお、庁内整形外科医が前記判断をしたことは、診療録（甲第5号証）や被收容者診療簿（乙第6号証）によっても裏付けられている（被告第1準備書面第2の3(13)・26ページ）。

そのため、庁内整形外科医に原告らの指摘する義務違反が認められるか否かの判断は、これらの事実関係を前提とした法的評価の問題である。

したがって、原告らの主張する前記義務違反の有無を判断するために、庁内整形外科医の証人尋問を実施する必要はない。

4 看護師について

(1) 原告らの主張

原告らは、看護師について、㊦1月28日の時点でウィシュマ氏の水分摂取量、食事摂取量、排尿・排便の回数を正確に記録し、庁内内科等医に報告すべきであったこと、㊩2月4日の時点でウィシュマ氏の水分摂取量、食事摂取量、排尿・排便の回数を正確に記録し、庁内内科等医に報告すべきであったこと、㊪2月18日の時点でウィシュマ氏の水分摂取量、食事摂取量、排尿・排便の回数を正確に記録し、庁内内科等医に報告すべきであったこと、㊫3月4日にウィシュマ氏を掖済会病院精神科で受診させるまでにウィシュマ氏の異常な臨床症状を庁内内科等医に報告すべきであったことを義務違反として主張する（原告ら第17準備書面第1の1②、第2の1④、第3の1④及び第4の1①・2ないし4及び6ページ）。

(2) 前記(1)㉗ないし㉙の義務違反について

本件において、前記(1)㉗ないし㉙の各時点前後の事実関係については、調査報告書（甲第4号証の1及び2）などの書証や、これまでの被告による主張立証によって既に明らかにされている（被告第14準備書面第2の1(2)、2(2)、3(2)及び4(1)・5ないし7、9及び10ページ並びに同準備書面脚注3、脚注6及び脚注8・5、9及び10ページ）。

前記調査報告書は、客観的資料に基づき、外部有識者の意見、指摘を踏まえながら作成されたものである上、前記2(2)の監視カメラ映像の動画記録（乙第36号証の1ないし20）の内容とも整合するものであり、信用性が高いものといえる。

なお、当事者間において、看護師が2月15日に実施した尿検査の結果を庁内内科等医に報告したか否かという事実関係については争いがあるものの、看護師の事実認識については、前記調査報告書に「看護師によれば、この診療（引用者注：2月18日の庁内診療）の際に2月15日に実施した尿検査結果を甲医師（引用者注：庁内内科等医）に伝えたとのことであった。」

（甲第4号証の1・41及び42ページ）と記載がある一方で、看護師の記憶は、本件当時から4年以上経過していることから、本件当時より減退している可能性が高く、看護師の証人尋問を実施したとしても、前記調査報告書に記載のない新たな事実関係が明らかになる可能性は低い。

また、看護師は、法令上、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいい（保健師助産師看護師法5条）、「主治の医師（中略）の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師（中略）が行うのではなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。」（同法37条）と定められているとおり、看護師が行う診療上の行為については、医師が実質的な判断を行い、その医師の指示に基づいて行われているのであって、看護師は、医師の診療を補助する役割を担っているものである。

そのため、看護師の前記(1)㉚ないし㉜の義務違反の問題は、ウィシュマ氏の診療を行った庁内内科等医の実質的な判断及び指示について、義務違反があるか否かの問題に収斂することになることから、ウィシュマ氏の診療において実質的な判断及び指示をした庁内内科等医の証人尋問を実施すれば足りる。

5

したがって、原告らの主張する前記(1)㉚ないし㉜の義務違反の有無を判断するために、看護師の証人尋問を実施する必要はない。

以 上

略語一覧

		略 語	全 文	定義箇所
1	な	名古屋入管	名古屋出入国在留管理局	第1準備書面 4P
2	こ	国賠法	国家賠償法	第1準備書面 4P
3	す	スリランカ	スリランカ民主主義共和国	第1準備書面 4P
4	う	ウイシュマ氏	ラトナケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ	第1準備書面 4P
5	え	振済会病院	名古屋市内所在の名古屋振済会病院	第1準備書面 4P
6	ち	調査報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書	第1準備書面 5P
7	に	入管法	出入国管理及び難民認定法	第1準備書面 5P
8	も	元交際相手	スリランカ国籍の男性	第1準備書面 6P
9	ち	中京病院	名古屋市内所在の中京病院	第1準備書面 10P
10	ち	庁内内科等医	名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）	第1準備書面 10P
11	お	OS-1	経口補水液であるOS-1	第1準備書面 10P
12	か	仮放免関係裁審	ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁審	第1準備書面 11P
13	し	処遇規則	被收容者処遇規則	第1準備書面 16P
14	ち	庁内整形外科医	名古屋入管の非常勤医（整形外科医）	第1準備書面 18P
15	と	東京入管	東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）	第1準備書面 21P
16	ぬ	沼津警察署	静岡県沼津警察署	第1準備書面 23P
17	い	1回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 23P
18	に	2回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 24P
19	ち	庁内医師	医師2名	第1準備書面 28P
20	ち	庁内診療	名古屋入管内の診療	第1準備書面 29P
21	ち	庁外診療	外部医療機関での診療	第1準備書面 29P
22	し	収容継続の違法行為	違法な収容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
23	い	医療不提供の違法行為	健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
24	よ	容疑者	入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人	第1準備書面 33P
25	に	入国者収容所長等	入国者収容所長又は主任審査官	第1準備書面 40P
26	で	DV措置要領	DV事案に係る措置要領	第1準備書面 41P
27	と	東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年6月23日判決	第1準備書面 61P
28	ほ	本件ビデオ映像	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時から同年3月6日午後3時5分まで合計約29.5時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計	第1準備書面 64P
29	み	民訴法	民事訴訟法	令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書13P
30	き	求釈明申立書	原告らの2022年（令和4年）7月19日付け求釈明申立書	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P

		略 語	全 文	定義箇所
31	ひ	被告第1準備書面	被告の令和4年7月13日付け第1準備書面	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
32	ほ	本件尿検査	ウイシュマ氏に係る尿検査	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P
33	ほ	本件申立書2	申立人らの2022年(令和4年)6月1日付け文書提出命令申立書	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
34	ほ	本件申立て2	本件申立書2による文書提出命令の申立て	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
35	か	各文書等	名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの)	令和4年11月18日付け上申書 3P
36	し	司法解剖の鑑定書	令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
37	び	病理鑑定書	令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
38	げ	原告ら第1準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」	第2準備書面 5P
39	げ	原告ら第2準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」	第2準備書面 5P
40	げ	原告ら第3準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」	第2準備書面 5P
41	じ	自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約	第2準備書面 13P
42	じ	自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会	第2準備書面 14P
43	い	移住グローバルコンパクト	「安全である秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」	第2準備書面 17P
44	お	乙第36号証の映像	乙第36号証に記録された映像	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
45	ほ	本件単独室	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
46	ぶ	文提意見書1	被告の令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書1	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
47	べ	別件訴訟	別件国家賠償請求訴訟(水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号)	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P
48	に	2回目尿検査	令和3年2月15日に行われたウイシュマ氏の2回目の尿検査	第4準備書面 6P
49	い	1回目尿検査	令和3年1月26日に行われたウイシュマ氏の1回目の尿検査	第4準備書面 7P
50	け	経腸栄養剤	経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液	第4準備書面 14P
51	い	今川意見書	今川篤子医師が作成した意見書(甲第46号証)	第4準備書面 16P
52	げ	原告ら第4準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第4準備書面(損害論)」	第5準備書面 3P
53	げ	原告ら第5準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」	第5準備書面 3P
54	げ	原告ら第7準備書面	原告らの2023年(令和5年)5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」	第6準備書面 7P
55	ひ	被告第4準備書面	令和5年2月14日付け被告第4準備書面	第7準備書面 5P
56	げ	原告ら第8準備書面	原告らの2023年(令和5年)7月5日付け「原告ら第8準備書面 収容の違法性について(補充)」	第8準備書面 5P
57	ひ	被告第2準備書面	被告の令和4年12月5日付け第2準備書面	第8準備書面 6P
58	ひ	被告第5準備書面	被告の令和5年4月28日付け第5準備書面	第8準備書面 7P
59	ひ	被告第7準備書面	被告の令和5年8月10日付け第7準備書面	第8準備書面 10P
60	に	入管庁	出入国在留管理庁	第8準備書面 10P
61	ご	拷問等禁止条約	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	第8準備書面 15P

		略 語	全 文	定義箇所
62	の	野村教授意見書	久留米大学医学部内科学講座内分沁代謝内科学部門野村政嗣主任教授の意見書	第9準備書面 7 P
63	え	横済会病院精神科医	(横済会病院の)精神科医師	第9準備書面 24 P
64	く	クエチアピン	クエチアピン錠 100 ミリグラム「サンド」	第9準備書面 34 P
65	に	ニトラゼパム	ニトラゼパム錠 5 ミリグラム「トロー」	第9準備書面 34 P
66	げ	現に認識していた事実及び認識し得た事実	当該職務行為時点において当該公務員が現に認識していた事実及び同様の地位にある一般的な公務員として通常要求される職務を遂行すればその当時に認識し得た事実	第9準備書面 39 P
67	い	一般的な入管職員	入管収容施設において被収容者の処遇等に従事する医学的な専門知識のない一般的な職員	第9準備書面 42 P
68	げ	原告ら第10準備書面	原告らの2023年(令和5年)9月22日付け「原告ら第10準備書面 医療不提供の違法」	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 3P
69	や	約290時間分の映像	乙第36号証の映像(約5時間分の映像)以外の約290時間分の映像	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 6P
70	ひ	被告第9準備書面	被告の令和5年10月13日付け第9準備書面	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 3P
71	ほ	保安上の事故	被収容者の逃走、奪取等	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 6P
72	げ	原告ら回答書	原告らの2024年(令和6年)2月14日付け「求釈明に対する回答書」	令和6年3月7日付け求釈明申立書 3P
73	け	軽度のケトアシドーシス	原告らがいうケトアシドーシスの確定診断の定義(血液のpHが7.30未満、HCO ₃ ⁻ が15mmol/L未満であること。原告らの2024年1月12日付け原告ら第13準備書面第1の7・13ページ)に達した程度のもの	令和6年3月7日付け求釈明申立書 5P
74	げ	原告ら第12準備書面	原告らの2023年(令和5年)11月22日付け「原告ら第12準備書面」	第10準備書面 8P
75	げ	原告ら第13準備書面	原告らの2024年(令和6年)1月12日付け「原告ら第13準備書面 医療の不提供」	第10準備書面 8P
76	い	今川・下医師意見書(その2)	今川麻子医師及び下正宗医師作成の2023年(令和5年)11月20日付け意見書(甲第103号証)	第10準備書面 9P
77	き	求釈明申立書2	原告らの2024(令和6)年5月20日付け求釈明申立書	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 3P
78	ひ	被告第10準備書面	被告の令和6年5月15日付け第10準備書面	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 3P
79	の	野村教授	久留米大学医学部内科学講座内分沁代謝内科学部門野村政嗣主任教授	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 5P
80	の	野村教授意見書2	野村教授の意見書(その2)	令和6年6月18日付け求釈明に対する回答書 5P
81	げ	原告ら第14準備書面	2024(令和6)年3月28日付け原告ら第14準備書面	第11準備書面 6P
82	さ	最高裁判昭和57年判決	最高裁判所昭和57年4月1日第一小法廷判決(民集36巻45号519ページ)	第11準備書面 13P
83	さ	最高裁判昭和50年判決	最高裁判所昭和50年10月24日第二小法廷判決(民集29巻9号1417ページ)	第11準備書面 15P
84	さ	最高裁判平成11年判決	最高裁判所平成11年2月25日第一小法廷判決(民集53巻2号235ページ)	第11準備書面 15P
85	お	大阪高裁判平成31年判決	大阪高等裁判所平成31年4月12日判決(判例タイムズ1467号71ページ)	第11準備書面 16P
86	げ	原告ら回答書2	原告らの2024(令和6)年3月28日付け求釈明に対する回答書	第11準備書面 17P
87	き	求釈明申立書3	原告らの2024(令和6)年9月17日付け求釈明申立書	令和6年11月6日付け求釈明に対する回答書 3P
88	さ	作成者氏名等	乙第16ないし第23号証の各文書の作成者の氏名、所属及び連絡先	令和6年11月6日付け求釈明に対する回答書 4P
89	げ	原告ら第15準備書面	2024(令和6)年9月18日付け原告ら第15準備書面	第12準備書面 5P
90	き	旧処遇規則	令和6年5月29日法務省令第37号による廃止前の被収容者処遇規則(従前「処遇規則」と略語設定していたものを改める)	第12準備書面 7P
91	げ	原告ら第16準備書面	2024(令和6)年11月20日付け原告ら第16準備書面	第13準備書面 3P
92	げ	原告ら第17準備書面	2025(令和7)年1月24日付け原告ら第17準備書面	第14準備書面 3P
93	き	求釈明申立書4	原告らの2025(令和7)年2月10日付け求釈明申立書	第14準備書面 3P

		略 語	全 文	定義箇所
94	き	局長等	名古屋入管局長又は同局長から権限分掌を受けた者	第14準備書面 15P
95	ひ	被告第14準備書面	被告の令和7年4月16日付け第14準備書面	令和7年5月28日付け原告の立証計画に対する意見書 3P
96	き	旧処遇細則	名古屋出入国在留管理局长発出の令和6年6月6日付け訓令第1号附則2による廃止前の名古屋出入国在留管理局被收容者処遇細則	令和7年5月28日付け原告の立証計画に対する意見書 4P
97	ひ	被告第6準備書面	被告の令和5年6月14日付け第6準備書面	令和7年5月28日付け原告の立証計画に対する意見書 7P